

判決年月日	平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成 2 9 年(行ケ) 1 0 0 9 4 号		

○ 「かばん類」等を指定商品とし、「豊岡柳」の文字及び「T o y o o k a」の文字を上下 2 段に横書きするなどして構成された本件商標は、①豊岡市で生産された柳細工を施した製品という観念も生じ得るものであり、「豊岡杞柳細工」の文字からなる引用商標の観念と類似すること、②引用商標を付した原告商品は、原告の業務を示すものとして周知性を有しており、伝統的工芸品の指定を受け、引用商標が地域団体商標として登録されていること、③本件商標の指定商品は、原告商品と同一又は密接な関連性を有するもので、原告商品と取引者及び需要者が共通することその他被告の本件商標の使用態様及び需要者の注意力等を総合的に考慮すれば、本件商標を指定商品に使用した場合、これに接した需要者が「豊岡杞柳細工」の表示を連想する可能性があるなどの事情の下においては、商標法 4 条 1 項 1 5 号にいう「混同を生ずるおそれがある商標」に当たる。

(関連条文) 商標法4条1項15号

(関連する権利番号等) 商標登録番号第5431098号(本件商標)、無効2016-890051号、商標登録番号第5030662号(引用商標)

判 決 要 旨

本件は、「豊岡柳」の文字及び「T o y o o k a」の文字を上下2段に横書きするなどして構成され、第18類「皮革、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、かばん金具」を指定商品とする被告の本件商標登録を無効にすることを求める原告の審判請求について、特許庁がした請求不成立審決の取消しを求める事案である。

本件審決の理由は、要するに、本件商標は、①引用商標と非類似の商標であって、商標法4条1項11号の規定に該当するものではなく、②引用商標又は原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるとはいえず、同項15号にも該当するものではなく、③同項16号及び7号の規定に該当するものでもないから、その商標登録を無効にすべきでない、というものである。取消事由は、上記①ないし③の各号該当性に係る判断の誤りである。

本判決は、商標法4条1項15号該当性に係る判断の誤りについて、以下のとおり判示して、本件審決を取り消した。

①本件商標は、外観や称呼において引用商標と相違するものの、本件商標からは、豊岡市で生産された柳細工を施した製品という観念も生じ得るものであり、かかる観念は、引用商標の観念と類似すること、②引用商標の表示は、独創性が高いとはいえないものの、引用商標を付した原告商品は、原告の業務を示すものとして周知性を有しており、伝統的工芸品の指定を受け、引用商標が地域団体商標として登録されていること、③本件商標の

指定商品は、原告商品と同一又は密接な関連性を有するもので、原告商品と取引者及び需要者が共通することその他被告の本件商標の使用態様及び需要者の注意力等を総合的に考慮すれば、本件商標を指定商品に使用した場合は、これに接した取引者及び需要者に対し、原告の業務に係る「豊岡杞柳細工」の表示を連想させて、当該商品が原告の構成員又は原告との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信され、商品の出所につき誤認を生じさせるとともに、地域団体商標を取得し通商産業大臣から伝統的工芸品に指定された原告の表示の持つ顧客吸引力へのただ乗り（いわゆるフリーライド）やその希釈化（いわゆるダイリューション）を招くという結果を生じかねない。

そうすると、本件商標は、商標法４条１項１５号にいう「混同を生ずるおそれがある商標」に当たると解するのが相当である。